令和5年 第1回定例会

大雪消防組合議会会議録

令和5年3月22日 開会

大雪消防組合議会

令和5年第1回大雪消防組合議会定例会会議録

議 事 日 程

令和5年第1回大雪消防組合議会定例会 令和5年3月22日午後4時10分開議

○議事日程

会議録署名議員の指名について 日程第 1 会期の決定について 日程第 2 日程第 3 諸般の報告 日程第 4 議案第 1 号 大雪消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定 について 日程第 5 議案第 2 号 大雪消防組合職員の降給に関する条例の制定について 日程第 6 議案第 3 号 大雪消防組合職員の高齢者部分休業に関する条例の制定に ついて 日程第 7 議案第 4 号 大雪消防組合消防職員定数条例の一部改正について 日程第 8 議案第 5 号 大雪消防組合職員の定年等に関する条例の一部改正につい 議案第 6 号 大雪消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改 日程第 9 正について 日程第10 議案第7号 大雪消防組合職員の給与に関する条例の一部改正について 議案第8号 大雪消防組合消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の 日程第11 一部改正について 日程第12 発議第1号 大雪消防組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定に ついて

○出席議員(17名) 1番 高 橋 昭 典 議員

2番 鶴 間 松 彦 議員

3番 藤 倉 智恵子 議員

4番 森 國 孝 芳 議員

6番 生 出 栄 議員

日程第13 議案第9号 令和4年度大雪消防組合一般会計補正予算について

日程第14 議案第10号 令和5年度大雪消防組合一般会計予算について

7番 八木 幹 男 議員 大 8番 坪 正 明 議員 9番 中 港 勝 議員 10番 澤 田 なぎさ 議員 11番 善 光 英 治 議員 12番 佐 藤 康 則 議員 今 13番 井 明 信 議員 14番 谷 雅 浩 議員 \Box 15番 藤 子 議員 原 幸 博 16番 奥 俊 議員 17番 久 米 啓 議員 佐 藤 議長 18番 晴 観 議員

○欠席議員(1名)

5番 伊藤 一乘 議員

○出席説明員

管 理 者 角 和 浩 幸 君 副 管理者 松 尚 市 郎 君 管 理 者 副 山 本 進 君 副 管 理 者 村 椿 哲 朗 君 副 管 理 者 村 徳 中 君 管理者 副 矢 君 部 福二郎 監 主 池 田 由 行 君 主 監 市 Ш 直 樹 君 主 監 鳥 毛 昭 士 君 主 監 遠 藤 憲 彦 君 主 監 作 田 恵 君 監 金 子 保 君 主 公 会計管理者 小 杉 昌 敏 君 防 大 消 長 石 秀 君 庶務課長 林 康 規 君 警防課長 齊 藤 斉 君 美瑛消防署長 徳 君 大 庭 正 東消防署長 熊 谷 大 輔 君 当麻消防署長 横 誠 慈 君 田

比布消防署長 中 田 茂 利 君 愛別消防署長 菅 原 勝 昭 君 代表監査委員 高 田 紀 子 君

○書記 事務局長

事務局長袋江 肇君

課長補佐田村康一君

係 長平賀稔也君

午後4時10分 開会

議長挨拶

○議長(佐藤晴観議員) はい。定刻よりもちょっと、前が押したので、遅れてしまいましたが、早速ですが始めさせていただきます。本当にご参集いただきまして、ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

開会及び開議宣言

○議長(佐藤晴観議員) ただいまから、令和5年第1回大雪消防組合議会定例会を開会 します。本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は17名で定足数に達しております。5番、伊藤一乗議員から欠 席の報告がありました。

管理者招集挨拶

○議長(佐藤晴観議員) 角和管理者から本定例会招集の挨拶があります。

(管理者「はい」の声)

角和管理者。

○**管理者(角和浩幸君)** 令和5年第1回大雪消防組合議会定例会の開催にあたり、議員 の皆様方にはご参集を賜り、心より御礼を申し上げます。

また、日頃から6町消防行政の運営につきまして、ご理解とご指導をいただいておりますことに、厚く御礼を申し上げます。

さて、当組合においては、甚大な被害を伴う災害や事故等は発生しておりませんが、新

型コロナウイルスにつきましては、今後とも国からの感染防止対策マニュアルに基づいた活動に努め、近隣市町村をはじめ、各関係機関との連携を強化するとともに、地域住民の安心安全のために万全を期し、消防力の充実強化に努めてまいります。

今定例会に提案をさせていただきます議案を説明申し上げます。

議案第1号から議案第8号につきましては、条例の制定及び一部改正についてでございます。

議案第9号につきましては、令和4年度の一般会計補正予算であります。

議案第10号につきましては、令和5年度の一般会計予算であります。予算総額は、歳 入歳出それぞれ1,450,775,000円となっております。内容等につきましては、後ほど説明 をさせていただきます。

以上、議案10件につきましてご提案を申し上げます。慎重なるご審議をいただきまして、お認めいただきますようお願いを申し上げまして、開会のご挨拶にかえさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

日程の確認

○議長(佐藤晴観議員) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指定について

○議長(佐藤晴観議員) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、4番「森國孝芳議員」と13番「今井明信議員」を指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長(佐藤晴観議員) 日程第2、会期決定の件を議題とします。おはかりします。本定 例会の会期は、本日1日に決定したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日に決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長(佐藤晴観議員) 日程第3、これから諸般の報告を行います。議会からの報告は、 別紙配布のとおりです。これで、諸般の報告を終わります。

管理者行政報告

○議長(佐藤晴観議員) 角和管理者から行政報告の申出がありました。これを許します。

(管理者「はい」の声)

角和管理者。

○管理者(角和浩幸君) それでは、行政報告を申し上げます。議員の皆様方には、書面をお手元に配布してございますので、ご高覧のほどお願いを申し上げます。

5点について、報告をさせていただきます。

まず1点目は、各消防団の出初式につきましては、1月5日、7日、9日にそれぞれの消防団で実施しており、一層の団結と士気の高揚が図られ、盛会裏に終了することが出来ました。団員及び関係者の皆様には、大変感謝を申し上げるところであります。

2点目は、2月21日、22日の2日間にわたり、十勝岳噴火総合防災訓練を実施 し、より実践的な訓練を行ったところです。22日に実施した訓練では、警察、自衛隊 と連携し、避難広報訓練及び未避難者確認訓練を実施しました。また、婦人防火クラブ による、炊き出し訓練を行うなど、それぞれの分野での防災訓練となりました。

3点目は、昨年12月29日、午後2時頃に発生しました東消防署救急自動車の交通 事故についてでありますが、車両の接触事故で、幸いにも双方ともけががなく、物損事 故として現在、示談交渉中であります。安全確認の徹底及び職員教育を指示したところ であり、再発防止に努めてまいりたいと考えております。

4点目は、令和4年度の消防施設整備状況につきまして、東消防署に水槽付消防ポンプ自動車を1台、愛別消防署に指揮広報車を1台納入したところであります。

5点目は、令和4年中の火災及び救急出動状況、本年1月から2月までの出動状況に つきましては、記載のとおりとなっております。以上で、行政報告を終わります。あり がとうございました。

○議長(佐藤晴観議員) これで、行政報告を終わります。

日程第4 議案第1号「大雪消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定 について」

○議長(佐藤晴観議員) 日程第4、議案第1号「大雪消防組合個人情報の保護に関する 法律施行条例の制定について」の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

(「はい、庶務課長」の声)

林庶務課長。

○庶務課長(林康規君) よろしくお願いいたします。

議案第1号の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。議案書につきましては、 1ページから4ページ、制定要旨は別冊資料1ページから2ページになります。

本条例の制定につきましては、個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月1日の法施行後は、これまで地方公共団体等が条例等に基づき運用していた個人情報保護制度が、法に統合されることから、現行の大雪消防組合個人情報保護条例を廃止し、本条例を制定するものでございます。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

以下、第1条(趣旨)から2ページの附則の前までの朗読を省略させていただき、議 案書2ページ、下から3行目の附則を朗読いたします。

(附則の朗読を省略する)

以下、附則第2条(大雪消防組合個人情報保護条例の廃止)及び附則第3条(大雪消防組合個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)につきましては、朗読を省略させていただきます。

なお、別冊資料1ページから2ページの条例の制定要旨でございますが、内容等につきましては、各町の議会においても同様の説明がされておりますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第1号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長(佐藤晴観議員) これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、日程第4、議案第1号の件を採決します。議案第1号「大雪消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」の件を、原案のとおり決定すること

に賛成の方は、挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第1号の件は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第2号「大雪消防組合職員の降給に関する条例の制定について」

日程第6 議案第3号「大雪消防組合職員の高齢者部分休業に関する条例の制定に

ついて」

○議長(佐藤晴観議員) 日程第5、議案第2号「大雪消防組合職員の降給に関する条例 の制定について」の件、及び日程第6、議案第3号「大雪消防組合職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について」の件を一括議題とします。

これから、議案第2号及び議案第3号について、提案理由の説明を求めます。

(「はい、庶務課長」の声)

林庶務課長。

○庶務課長(林康規君) 議案第2号の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。 議案書につきましては5ページ、制定要旨は別冊資料3ページになります。

本条例の制定につきましては、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の定年退職年齢等の段階的な引上げ等に係る降給に関し、必要な事項を定めるため、本条例を制定するものでございます。

なお、職員の給与等については、所在町職員の条例を準用していることから、降給に関しても、所在町の条例を準用するものでございます。それでは、議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

以下、第1条(趣旨)から、附則の前までの朗読を省略させていただき、附則を朗読 いたします。

(附則の朗読を省略する)

なお、別冊資料3ページの条例の制定の要旨でございますが、内容等につきましては 各町の議会においても同様の説明がされておりますので、説明を省略させていただきま す。

以上で、議案第2号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。 続きまして、議案第3号の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。議案書に つきましては6ページ、制定要旨は別冊資料4ページになります。

本条例の制定につきましては、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、職

員の定年退職年齢等の段階的な引上げ等を踏まえ、職員の加齢による諸事情等へ対応 し、仕事との両立を支援するための環境整備として、職員の高齢者部分休業に関し、必 要な事項を定めるため、本条例を制定するものでございます。それでは、議案を朗読い たします。

(議案の朗読を省略する)

以下、第1条(趣旨)から、附則の前までの朗読を省略させていただき、附則を朗読 いたします。

(附則の朗読を省略する)

なお、別冊資料 4 ページの条例の制定要旨でございますが、内容等につきましては各 町の議会においても同様の説明がされておりますので、説明を省略させていただきま す

以上で、議案第3号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。 〇議長(佐藤晴観議員) これから、質疑を行います。おはかりします。2案件の質疑 は、一括行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、2案件の質疑は一括行うことに決定しました。 それでは、2案件について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。おはかりします。 2 案件の討論は、一括行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、2案件の討論は一括行うことに決定しました。 それでは、2案件について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、日程第5、議案第2号の件を採決します。議案第2号「大雪消防組合職員の降給に関する条例の制定について」の件を、原案のとおり決定することに賛成の方は 挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第2号の件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第3号の件を採決します。議案第3号「大雪消防組合職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について」の件を、原案のとおり決定することに賛成

の方は、挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第3号の件は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第4号「大雪消防組合消防職員定数条例の一部改正について」

○議長(佐藤晴観議員) 日程第7、議案第4号「大雪消防組合消防職員定数条例の一部 改正について」の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

(「はい、庶務課長」の声)

林庶務課長。

○庶務課長(林康規君) 議案第4号の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。 議案書につきましては7ページ、改正要旨及び新旧対照表は別冊資料5ページから7ページになります。

本条例の改正につきましては、多様化する災害や救急需要の増加、定年延長を勘案した計画的採用への対応としての定数引上げと、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の定年退職年齢等の段階的な引上げ等に係る規定を整備するため、本条例の一部を改正するものでございます。それでは、議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

以下、改正条文につきましては、朗読を省略させていただき、附則を朗読いたします。

(附則の朗読を省略する)

附則第2項(経過措置)につきましては、朗読を省略させていただきます。

それでは、改正要旨について説明させていただきます。別冊の資料 5 ページになります。

本条例の主な改正点は、多様化する災害や救急需要の増加などに対応するため、消防職員の定数変更と、地方公務員法改正により、条例整備のため、一部改正するものでございます。6ページから7ページの新旧対照表の説明は、省略させていただきます。

以上で、議案第4号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長(佐藤晴観議員) これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、日程第7、議案第4号の件を採決します。議案第4号「大雪消防組合消防職員定数条例の一部改正について」の件を、原案のとおり決定することに賛成の方は、 挙手願います。

(「なし」の声)

挙手多数であります。したがって、議案第4号の件は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第5号「大雪消防組合職員の定年等に関する条例の一部改正について」

日程第10 議案第7号「大雪消防組合職員の給与等に関する条例の一部改正について

○議長(佐藤晴観議員) 日程第8、議案第5号「大雪消防組合職員の定年等に関する条例の一部改正について」の件、日程第9、議案第6号「大雪消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」の件、及び日程第10、議案第7号「大雪消防組合職員の給与に関する条例の一部改正について」の件を、一括議題とします。

これから、議案第5号から議案第7号までについての提案理由の説明を求めます。

(「はい、庶務課長」の声)

林庶務課長。

○庶務課長(林康規君) 議案第5号の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。 議案書につきましては8ページ、改正要旨及び新旧対照表は別冊資料8ページから9ページになります。

本条例の改正につきましては、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の定年退職年齢等の段階的な引上げ等に係る規定を整備するため、本条例の一部を改正するものでございます。それでは、議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

以下、改正条文につきましては、朗読を省略させていただき、附則を朗読いたします。

(附則の朗読を省略する)

附則第2項(大雪消防組合職員の再任用に関する条例の廃止)につきましては、朗読

を省略させていただきます。

なお、別冊資料8ページから9ページの条例の一部改正要旨及び新旧対照表でございますが、内容等につきましては、各町の議会においても同様の説明がされておりますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第5号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。 続きまして、議案第6号の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。議案書に つきましては9ページから10ページ、改正要旨及び新旧対照表は別冊資料10ページ から14ページになります。

今回の大雪消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についての提案 理由につきましては、議案第5号と同様になりますので、説明を省略させていただきま す。それでは、議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

以下、改正条文につきましては、朗読を省略させていただき、附則を朗読いたします。

(附則の朗読を省略する)

附則第2項(経過措置)につきましては、朗読を省略させていただきます。

なお、別冊資料10ページから14ページの条例の一部改正要旨及び新旧対照表でございますが、内容等につきましては、各町の議会においても、同様の説明がされておりますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第6号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。 続きまして、議案第7号の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。議案書に つきましては11ページから12ページ、改正要旨及び新旧対照表は別冊資料15ペー ジから16ページになります。

今回の大雪消防組合職員の給与に関する条例の一部改正についての提案理由は、議案 第5号、第6号と同様になりますので、説明を省略させていただきます。それでは、議 案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

以下、改正条文につきましては、朗読を省略させていただき、12ページの附則を朗 読いたします。

(附則の朗読を省略する)

なお、別冊資料15ページから16ページの条例の一部改正要旨及び新旧対照表でございますが、内容等につきましては各町の議会においても同様の説明がされておりますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第7号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長(佐藤晴観議員) これから、質疑を行います。おはかりします。 3 案件の質疑は 一括行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、3案件の質疑は一括行うことに決定しました。 それでは、3案件について質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。おはかりします。3案件の討論は、一括行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、3案件の討論は一括行うことに決定しました。 それでは、3案件について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。

これから、日程第8、議案第5号の件を採決します。議案第5号「大雪消防組合職員 の定年等に関する条例の一部改正について」の件を、原案のとおり決定することに賛成 の方は、挙手願います。

(举手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第5号の件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第6号の件を採決します。議案第6号「大雪消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」の件を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(举手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第6号の件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第7号の件を採決します。議案第7号「大雪消防組合職員の 給与に関する条例の一部改正について」の件を、原案のとおり決定することに賛成の方 は、挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第7号の件は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第8号「大雪消防組合消防団員の定員、任免、服務等に関する条 例の一部改正について」

○議長(佐藤晴観議員) 日程第11、議案第8号「大雪消防組合消防団員の定員、任 免、服務等に関する条例の一部改正について」の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

(「はい、庶務課長」の声)

林庶務課長。

○庶務課長(林康規君) 議案第8号の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。 議案書につきましては13ページ、改正要旨及び新旧対照表は別冊資料17ページから 18ページになります。

本条例の改正につきましては、当麻消防団において地域の人口減少や社会情勢の変化により、実情に合った定員数に改正するものでございます。それでは、議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

それでは、資料の改正要旨により、ご説明させていただきます。別冊の資料は17ページになります。また、改正に伴う新旧対照表は、18ページになりますので、ご参照願います。

本条例の主な改正点は、当麻消防団において、地域の人口減少や高齢化など、社会情勢の変化により、実員数に合わせ定数を改め、一部改正するものでございます。

以上で、議案第8号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長(佐藤晴観議員) これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、日程第11、議案第8号の件を採決します。議案第8号「大雪消防組合消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正について」の件を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(举手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第8号の件は、原案のとおり可決されました。

日程第12 発議第1号「大雪消防組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定 について」

○議長(佐藤晴観議員) 日程第12、発議第1号「大雪消防組合議会の個人情報の保護 に関する条例の制定について」の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

7番、八木幹男議員。

○7番(八木幹男議員) 発議第1号の提案理由について、ご説明いたします。

今回の条例の制定につきましては、国の個人情報保護に関する法律の改正に伴い、大 雪消防組合個人情報保護条例が廃止され、法に基づき運用されることとなりますが、地 方公共団体の機関から、議会が適用除外となるため、新たに大雪消防組合議会の個人情 報の保護に関する条例を制定するものです。最初に議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

提案理由は、前段説明のとおりですので、朗読を省略いたします。大雪消防組合議会の個人情報の保護に関する条例。以下、目次から附則の前まで朗読を省略し、議案の25ページ、附則を朗読いたします。

(附則の朗読を省略する)

なお、発議資料の「条例の制定要旨」の内容等につきましては、各町の議会において も同様の説明がされておりますので、説明を省略させていただきます。

以上、発議第1号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

○議長(佐藤晴観議員) これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、日程第12、発議第1号の件を採決します。発議第1号「大雪消防組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」の件を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

(举手多数)

挙手多数であります。したがって、発議第1号の件は、原案のとおり可決されました。

○議長(佐藤晴観議員) 日程第13、議案第9号「令和4年度大雪消防組合一般会計 補正予算について」の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

(「はい、庶務課長」の声)

林庶務課長。

○庶務課長(林康規君) 議案第9号の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。 議案書につきましては、14ページから31ページになります。14ページをお開きく ださい。

議案第9号は、令和4年度大雪消防組合一般会計補正予算第4号であります。

今回の主な補正内容につきましては、令和4年度の各事業費確定により、予算の執行 残整理による補正をお願いするものでございます。最初に、議案条文を朗読し、その 後、内容の説明をさせていただきます。

(議案の朗読を省略する)

それでは、歳入歳出予算事項別明細書により、ご説明を申し上げます。最初に歳出から説明いたします。19ページになります。

歳出、第3款消防費、第1項消防本部費、第1目常備消防費、824,000円の減額で、 職員研修事業、一般管理事業、通信管理事業の各事業費確定による減額です。

第2項美瑛消防費、第1目常備消防費、3,346,000円の減額で、電気料高騰に伴う光熱水費の追加、人件費及び各種事業費確定による減額でございます。21ページになります。第2目非常備消防費、3,364,000円の減額です。消防団防災事業等の各事業費確定による減額です。

第3項東消防費、第1目常備消防費、6,461,000円の減額で、財源補正として財産収入480,000円の追加です。電気料高騰に伴う光熱水費の追加、人件費及び各種事業費確定による減額です。23ページになります。第2目消防施設費、1,359,000円の減額で、財源補正として組合債100,000円の減額です。水槽付消防ポンプ自動車整備事業の事業費確定による減額です。

第4項東川消防費、第2目非常備消防費、2,528,000円の減額で、財源補正として財産収入440,000円の減額です。消防団防災事業の各事業費確定による減額です。第3目消防施設費、1,430,000円の減額で、消防ポンプ自動車整備事業の事業費確定による減額です。

第5項東神楽消防費、第2目非常備消防費、2,385,000円の減額で、消防団防災事業の各事業費確定による減額です。25ページになります。

第6項当麻消防費、第1目常備消防費、3,230,000円の減額で、人件費及び各種事業 費確定による減額です。

第7項比布消防費、第1目常備消防費、1,818,000円の減額で、人件費及び各事業費確定による減額です。27ページになります。第2目非常備消防費、1,782,000円の減額で、消防団防災事業の各事業費確定による減額です。第3目消防施設費、105,000円の減額で、消防水利整備事業の事業費確定による減額です。

第8項愛別消防費、第1目常備消防費、3,159,000円の減額で、人件費、各事業費確定による減額です。29ページになります。第2目非常備消防費、2,794,000円の減額で、消防団防災事業の各事業費確定による減額です。第3目消防施設費、1,150,000円の減額で、指揮広報車更新事業の事業費確定による減額です。

次に、歳入の説明を行います。17ページになります。

歳入、第1款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目消防費負担金、35,975,000円 の減額です。共通経費及び単独経費の各町負担金補正額は、説明欄のとおりでございま す。

第3款財産収入、第1項財産売払収入、第1目物品売払収入、40,000円の追加です。 東消防署の水槽付消防ポンプ自動車売払いの実績増、東川消防団消防ポンプ自動車売払 いの実績減によるものでございます。

第4款、第1項、第1目繰越金、300,000円の追加で、当麻町の留保分の財源調整補 正となります。

第6款、第1項組合債、第1目消防債、100,000円の減額で、東消防署の水槽付消防 ポンプ自動車整備事業の事業費確定によるものです。

次に、地方債補正の説明を行います。16ページになります。

第2表、地方債補正は、起債による事業費確定に伴い、地方債総額から100,000円を減額し、変更後の地方債総額を132,180,000円とするものでございます。起債の目的、変更前限度額、変更後限度額のみ申し上げ、個々の事業については、省略させていただきます。

第2表、地方債補正、起債の目的、施設整備事業(一般財源化分)、変更前限度額 25,200,000 円、変更限度額25,100,000 円。合計、変更前限度額132,280,000 円、変更 後限度額132,180,000 円となります。なお、起債の方法、利率、償還の方法は、変更前 と同じです。

15ページの第1表、歳入歳出予算補正と、31ページの給与費明細書については、説明を省略いたします。

以上で、議案第9号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長(佐藤晴観議員) これから、歳入歳出全款について質疑を許します。質疑はあり

ませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。 これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、日程第13、議案第9号の件を採決します。議案第9号「令和4年度大雪 消防組合一般会計補正予算について」の件を、原案のとおり決定することに賛成の方 は、挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第9号の件は、原案のとおり可決されました。

あらかじめご承知おき願います。本日の会議時間は、本日の議事日程が全部終了する まで、会議時間を延長いたします。

日程第14 議案第10号「令和5年度大雪消防組合一般会計予算について」

○議長(佐藤晴観議員) 日程第14、議案第10号「令和5年度大雪消防組合一般会計予算について」の件を議題とします。

管理者から、令和5年度予算編成に先立ち、消防行政所信の発信発言を求められておりますので、これを許します。

(管理者「はい、議長」の声)

角和管理者。

○**管理者(角和浩幸君)** 令和5年度の消防行政に関する所信の一端を申し上げ、組合 議会関係者のご理解とご協力をお願い申し上げる次第でございます。

昨今は、社会環境の変化が著しく、特に価値観の多様化や、国際情勢に伴う国民保護の警戒等は、消防行政においても、様々な対応が求められております。

また、防火対象物等の建築構造、用途の多様化により、消防活動が複雑化し、困難性が増大しているところであります。

救急業務においては、救急救命士の処置拡大のほか、新型コロナウイルス感染症の処置や搬送も加わり、住民の消防に寄せる期待は、より一層大きくなっており、社会変化に柔軟かつスピーディーに対応し、信頼される消防活動が求められております。

一方で、近年は全国各地で自然災害の発生が多く、また、地震や火山活動が活発化しており、活火山を有する地域として、今まで以上の災害対策が急務となっております。

このような状況から、令和5年度の予算編成にあたっては、最小の経費で効率的な運営ができるよう努力し、総合的な消防防災体制の整備を図り、災害に備え、計画的に消防施設整備を進めてまいりたいと考えているところであります。

以下、令和5年度の主要な施策について、具体的な方策を申し述べます。

消防本部関連では、消防救急デジタル無線設備の保守委託等により、設備の維持管理 を図ります。

美瑛消防署関連では、感染症対策として、消防庁舎仮眠室等の改修工事を実施します。

東消防署関連では、東川消防団第2分団庁舎の外部補修工事を実施するとともに、東川町、東神楽町にそれぞれ耐震性貯水槽1基の新設により、消防水利の充足を図ります。

当麻消防署関連では、救急機材の半自動除細動器、物体映像鮮明化装置等を整備して まいります。

比布消防署関連では、比布コミュニティ消防センターの改修塗装工事による維持整備 を行います。

愛別消防署関連では、消防ポンプ自動車及び消防団員用防火衣の更新整備を進めます。

以上、令和5年度の予算総額は、1,450,775,000円となり、昨年度と比較いたしまして、2,036,000円、約0.1%の増となっているところであります。

本年も、各関係機関との連携をより一層強固なものとし、消防防災体制の強化を進めるとともに、地域住民から信頼され、期待に応えられる消防として、最善を尽くす所存でございます。

以上、令和5年第1回定例会にあたり、消防行政の所信といたします。ありがとうございました。

○議長(佐藤晴観議員) 本件について、提案理由の説明を求めます。なお、別冊の「令和5年度大雪消防組合一般会計予算説明書」は、事前配布されているので、説明を省略いたします。

(「はい、庶務課長」の声)

林庶務課長。

○庶務課長(林康規君) 議案第10号の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。別冊「令和5年度大雪消防組合一般会計予算書」の1ページになります。

令和5年度の予算総額は、1,450,775,000円となり、令和4年度当初予算と比較しますと、2,036,000円の増額で、0.1%増となります。

最初に、議案条文を朗読し、後ほど歳入歳出事項別明細書にて、主な新規施策等につ

いて、説明させていただきます。

(議案の朗読を省略する)

それでは、歳入歳出予算事項別明細書により、ご説明を申し上げます。最初に歳出から説明いたします。 1 2 ページになります。

歳出、第1款、第1項、第1目議会費、前年度と同額の698,000円で、組合議会運営 に係る経費でございます。

第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、40,000円、前年度比1,000円 の減額です。各種審査会に関する経費を計上しております。

第2項、第1目監査委員費、289,000円、前年度比5,000円の増額で、組合監査に関する経費でございます。14ページになります。

第3款消防費、第1項消防本部費、第1目常備消防費、101,931,000円、前年度比4,787,000円の増額です。人件費の増が主なものでございます。昨年度、6月で追加補正させていただいた人員増分を本年度につきましては当初にて計上しております。16ページになります。

第2項美瑛消防費、第1目常備消防費、264,231,000円、前年度比806,000円の増額です。燃料費と光熱水費の増によるものです。主な事業として、職員採用に係る被服費、消防学校入校経費、消防用ホース、ビデオ喉頭鏡、空気ボンベ、ノズルなどの備品購入費、通信指令装置の維持に係る委託料を計上しております。18ページになります。第2目非常備消防費、29,819,000円、前年度比3,101,000円の減額です。美瑛消防団運営に関する経費を計上しております。条例改正に伴い、出動費用弁償の支出科目が、令和5年度から旅費から報酬へ変更となっております。20ページになります。第3目消防施設費、28,500,000円、前年度比9,489,000円の増額です。主な事業としては、消防庁舎仮眠室等感染対策改修工事です。

第3項東消防費、第1目常備消防費、278,385,000円、前年度比7,549,000円の増額です。職員の新規採用による人件費増が主なものでございます。24ページになります。消防施設費につきましては、東消防署配備の水槽付消防ポンプ自動車の更新整備完了により、令和5年度では廃目となります。

第4項東川消防費、第1目常備消防費、2,066,000円、前年度比406,000円の増額です。東川町に設置の消防水利維持管理に関する経費を計上しております。第2目非常備消防費、22,556,000円、前年度比2,565,000円の増額です。第2分団庁舎外部補修工事のほか、東川消防団運営に関する経費を計上しております。条例改正に伴い、出動費用弁償の支出科目が、旅費から報酬へ変更となっております。26ページになります。第3目消防施設費、20,000,000円、前年度比25,533,000円の減額です。耐震性貯水槽設置事業の事業費を計上しております。

第5項東神楽消防費、第1目常備消防費、2,339,000円、前年度比62,000円の減額です。東神楽町の消防水利の維持管理に関する経費を計上しております。第2目非常備消防費、18,048,000円、前年度比2,109,000円の増額です。東神楽消防団運営に関する経費を計上しております。条例改正に伴い、出動費用弁償の支出科目が、旅費から報酬へ変更となっております。28ページになります。第3目消防施設費、36,129,000円、前年度比17,429,000円の増額です。耐震性貯水槽設置事業の事業費を計上しております。

第6項当麻消防費、第1目常備消防費、170,550,000円、前年度比5,374,000円の増額で、物体検知型映像鮮明化システム、半自動除細動器などの備品購入費を計上しております。30ページになります。第2目非常備消防費、23,304,000円、前年度比2,292,000円の増額です。小型ポンプの更新のほか、当麻消防団運営に関する経費を計上しております。条例改正に伴い、出動費用弁償の支出科目が、旅費から報酬へ変更となっております。32ページになります。第3目消防施設費、前年度と同額の5,280,000円で、当麻消防署の消火栓の更新整備を進めるものでございます。

第7項比布消防費、第1目常備消防費、148,389,000円、前年度比8,340,000円の増額です。職員の新規採用による人件費増などによるものでございます。36ページになります。第2目非常備消防費、25,300,000円で、前年度比8,530,000円の増額です。比布コミュニティ消防センター改修塗装工事のほか、比布消防団運営に関する経費を計上しております。条例改正に伴い、出動費用弁償の支出科目が、旅費から報酬へ変更となっております。第3目消防施設費3,500,000円で、前年度比700,000円の増額で、消火栓の新設工事負担金を計上しております。38ページになります。

第8項愛別消防費、第1目常備消防費、141,464,000円、前年度比5,225,000円の減額で、職員の人件費減が主なものでございます。愛別常備消防の運営に関する経費を計上しております。40ページになります。第2目非常備消防費、24,716,000円、前年度比10,466,000円の増額です。消防団員用防火衣の一括整備のほか、愛別消防団運営に関する経費を計上しております。条例改正に伴い、出動費用弁償の支出科目が、旅費から報酬へ変更となっております。42ページになります。第3目消防施設費、36,515,000円、前年度比27,714,000円の増額です。愛別消防団第3分団に配備する消防ポンプ自動車の更新整備費になります。

第4款、第1項公債費、第1目元金、61,676,000円、前年度比4,007,000円の増額です。令和4年度新規借入れの償還開始による増額でございます。第2目利子、

1,550,000円、前年度比785,000円の増額です。

第5款、第1項、第1目予備費、前年度と同額の3,500,000円でございます。 次に、歳入の説明を行います。8ページになります。 歳入、第1款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目消防費負担金、

1,357,674,000 円、前年度比84,236,000 円の増額です。各構成町の負担金の内訳は、説明欄のとおりとなってございます。

第2款使用料及び手数料、第1項手数料、第1目消防手数料、358,000円、前年度比50,000円の減額です。本部の危険物施設設置等に係る手数料が主なものでございます。

第3款国庫支出金、第1項国庫補助金、第1目消防費補助金、3,481,000円で、愛別 の消防団設備整備費補助金でございます。

第4款財産収入、第1項財産売払収入、第1目物品売払収入、5,000円、前年度比 987,000円の減額です。昨年度、東消防署の水槽付消防ポンプ自動車、東川消防団第1 分団の消防ポンプ自動車更新による、旧消防ポンプ自動車の売払いが計上されていたことによるものでございます。

第5款、第1項、第1目繰越金、3,600,000円、前年度比200,000円の増額です。 10ページになります。

第6款諸収入、第1項、第1目預金利子、5,000円、前年度と同額です。第2項、第 1目雑入、1,052,000円、前年度比19,944,000円の減額です。主なものとして、昨年度 計上されていた退職手当組合事前納付金清算還付金の減によるものでございます。

第7款、第1項組合債、第1目消防債、84,600,000円、前年度比64,900,000円の減額で、緊急防災減災事業で、美瑛の消防庁舎仮眠室等感染対策改修事業、東川及び東神楽の耐震性貯水槽整備事業の財源として起債を発行するものでございます。

次に、地方債をご説明いたします。 4ページになります。

起債の目的、限度額を朗読し、起債の方法、利率、償還の方法については、説明を省略いたします。第2表地方債、起債の目的、緊急防災減災事業、消防庁舎仮眠室等感染対策改修事業(美瑛)、限度額28,500,000円、耐震性貯水槽設置事業(東川)、限度額20,000,000円、耐震性貯水槽設置事業(東神楽)、限度額36,100,000円、合計限度額84,600,000円。

2ページの第1表、歳入歳出予算及び44ページ以降の給与費明細書等については、 説明を省略いたします。

以上で、議案第10号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長(佐藤晴観議員) これから、歳入歳出全款について総括質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで、総括質疑を終わります。

次に、歳入歳出ごとに質疑を許します。まず、歳出に対する質疑を許します。質疑は

ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで、歳出に対する質疑を終わります。 次に、歳入に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで、歳入に対する質疑を終わります。 これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、日程第14、議案第10号の件を採決します。議案第10号「令和5年度 大雪消防組合一般会計予算について」の件を、原案のとおり決定することに賛成の方 は、挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第10号の件は、原案のとおり可決されました。

閉会宣言

○議長(佐藤晴観議員) これをもって、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了 しました。したがって、本定例会を閉会したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしと認めます。よって、令和5年第1回大雪消防組合議会定例会を閉会いたします。

閉会挨拶

- ○議長(佐藤晴観議員) はい、お疲れさまでした。今年度限りいっぱいで、当麻消防署の横田署長が、定年退職されるということで一言、ご挨拶をいただければと思いますのでお願いします。
- ○当麻消防署長(横田誠慈君) 私、当麻消防署の横田です。今月3月31日をもちまして、定年退職を迎えることになりました。

昭和56年に当麻消防署に奉職し、42年間、消防関係者の皆様方のご協力により、 無事定年を迎えることが出来ましたこと、心より感謝申し上げます。 42年間の中で、大きな出来事と言えば、平成26年に消防広域化により、上川中部 消防組合を解散し、当麻町、比布町、愛別町が大雪消防組合に編入したことが、大きな 出来事で、その中で、大雪消防組合の皆さん方が快く迎えてくれたことを思い出しま す。

最後になりますが、消防の責務であります、国民の生命・財産を守るべく、消防職員は、多種多様化する災害に対応するため、日々研鑽をしておりますので、消防議会の皆様方には、今後とも消防行政にご協力をお願いしまして、簡単でありますが退職にあたっての挨拶させていただきます。長い間、本当にありがとうございました。

○議長(佐藤晴観議員) はい、横田署長ありがとうございました。お疲れさまでした。

私事でありますが、4年間、本当にお世話になりました。私もなんですけどね、消防の組合議会議員の皆さんもそうですし、理事者皆さんにも、本当に至らぬ点、多々ある中、多くのご協力をいただきまして、4年間お世話になりました。そして、中本議長にもお世話になったなって、今、佐藤議長の顔見て、ふと思い浮かんで。

そうですね、そんなことで、4年間、本当にお世話になりまして、ありがとうございました。お礼しか言えませんけども、ご挨拶とさせていただきます。本当にお疲れさまでした。

午後5時15分 閉会

以上のとおり相違ないことを証するため、会議の模様をここに記し、ここに署名する。

大雪消防組合議会

 議長
 佐藤晴観

 4番議員
 森國孝芳

 13番議員
 今井明信